

西中国甲南会 会則

第一章 総則

- 第1条 本会は西中国甲南会と称する。
- 第2条 本会は会員相互並びに母校との親和を図ることを目的とする。

第二章 会員

- 第3条 本会は甲南学園卒業生及び甲南大学に在籍した者で幹事会の承認を得た者であるとする。
- 第4条 本会の会員は、西中国（広島・山口・島根各3県）の在住者とする。
- 第5条 本会の会員は、氏名・住所・職業を明記して本会に通知することを要する。
- 第6条 本会則前条の各事項に異動を生じたときは、その旨を直ちに本会に通知することを要する。
- 第7条 本会は甲南学園旧職員並びに本学園に功績ある人で西中国出身者及び西中国在住者を幹事会の承認で客員とする。

第三章 役員

- 第8条 本会は次の役員を置く。
- | | |
|----------|-----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 1名 |
| 監事 | 1名 |
| 会計及び会計監査 | 各1名 |
| 運営委員 | 若干名 |
- 会長・副会長及び監事は、総会においてこれを選出し、会計・会計監査・運営委員会は会長が会員の中より委嘱する。
- 役員の任期は2年とする。但し留任を妨げない。

第四章 総会

- 第9条 本会は年1回定時総会を広島で開くものとする。但し臨時総会を幹事会に諮り、山口・島根で開催する事が出来る。
- 第10条 定時総会においてなすべき事項は次の通りとする。
1. 会計報告
 2. 会則の変更

3. その他重要事項

- 第11条 総会の議事は出席会員の過半数をもって可否を決し、可否同数の時は議長が決する。

第五章 会計

- 第12条 本会の経費は会費・寄付金及び雑収入をもって支弁する。
- 第13条 会員は会費として、年額参千円也を納入するものとする。但し、この金額は定時総会の決議された額とする。
- 第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わるものとする。

以 上